

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

事業名 スクールソーシャルワーカー活用事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 学校安全課 教育相談係 電話番号：058-271-3328(直通)

E-mail：c17770@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 17,405 千円 (前年度予算額：17,549 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	17,549	5,849	0	0	0	0	0	0	11,700
要求額	17,405	5,801	0	0	0	0	0	0	11,604
決定額	17,405	5,801	0	0	0	0	0	0	11,604

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・学校教育法施行規則の一部改正により、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者としてスクールソーシャルワーカー(以下SSW)が位置付けられた。
- ・不登校、いじめや暴力行為等問題行動、虐待、貧困等の課題の対応には、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりすることのできる専門性の高いSSWによる支援が不可欠である。
- ・県内で児童生徒による暴力行為が突発的に発生しており、学校職員だけでは対応しきれない学校が増えている。

(2) 事業内容

- ・県内6教育事務所及び学校安全課にSSWを配置し、全ての小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の要請に応じて派遣する。
- ・暴力行為等問題行動の対応、未然防止のために、教育現場での豊かな経験を生かし、寄り添った支援ができる暴力行為等防止支援員を配置する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県 2/3、国 1/3 (「教育支援体制整備事業費補助金 (いじめ対策・不登校支援等総合推進事業) 」)
- ・いじめ等問題行動や不登校等への対応と教育相談体制の充実は県の役割であるため、県負担が妥当

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	14,409	スクールソーシャルワーカー 報酬 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 報酬 暴力行為等防止支援員 報酬
報償費	56	研修会講師謝金
旅費	2,940	スクールソーシャルワーカー 旅費 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 旅費 暴力行為等防止支援員 旅費 研修会講師 旅費
合計	17,405	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第4次岐阜県教育振興基本計画
 - 施策Ⅰ 「豊かな人間性」の育成
 - 3 いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底
 - 7 家庭や地域と学校とが連携して子どもたちの育成
 - 施策Ⅳ 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実
 - 2 3 誰一人取り残さない学びの機会の整備

(2) 国・他県の状況

- ・文部科学省「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 (補助率 1/3) 」

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

実情に応じてSSWを各教育事務所に配置し、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等のネットワーク構築、連携・調整、校内体制づくりなどにより児童生徒の自立に向けた支援を行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

※H30実績については、前年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果
R6実績については、「岐阜県いじめ実態調査」の結果

指標名	H30年度 実績	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R10)	達成率
①児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合【小学校】	86.4%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%
②児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合【中学校】	75.2%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%
③児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合【高等学校】	57.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	県内6教育事務所及び学校安全課にSSWを配置し、全ての小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の要請に応じて派遣して、児童生徒及び保護者等を支援した。
令和5年度	県内6教育事務所及び学校安全課にSSWを配置し、全ての小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の要請に応じて派遣して、児童生徒及び保護者等を支援した。
令和6年度	県内6教育事務所及び学校安全課にSSWを配置し、全ての小・中・義務教育学校、公立高等学校・特別支援学校の要請に応じて派遣して、児童生徒及び保護者等を支援した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	児童生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、学校だけでは解決困難な事案に対して、SSWがチーム学校の一員として関わることで、福祉に関する専門的な知識・技能を生かした見立てや関係機関との連携など、より迅速で効果的な支援が可能になる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	児童生徒やその家庭への継続性のあるSSWの支援により、不登校の改善や暴力行為等問題行動の防止など、様々な課題を抱える児童生徒の支援に成果を上げている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	SSWの資質向上のための研修の実施や学校・市町村教育委員会との密な連携等により、計画的・効果的な派遣を実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 児童生徒が抱える課題が多様化・複雑化しており、専門家による支援のニーズは増加している。SSWの配置拡充が必要であるとともに、質の高い支援を確保するため、SSWの資質向上を図る研修の充実化が必要である。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 児童生徒及び保護者等が抱える課題は年々複雑化・多様化しており、今後も専門家による支援のニーズは増加することが予測される。新型コロナウイルス感染症の拡大はその傾向を一層強めた。チーム学校に専門家を加えた支援は必要不可欠であり、事業の継続が必要不可欠である。
--